

日野町地域活動支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日野町地域活動支援交付金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 町は、集落又は自治会、連合自治組織及び営利を目的としない住民グループ（以下「住民団体等」という。）などが主体的となつて行う、地域活性化に資する活動を支援することにより、元気な地域づくりを推進するとともに、人と人とのつながりを大切にし、生きがいや安心を感じることが出来る地域を目指すことを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄の区分（以下「交付区分」という。）ごとに、同表の第2欄に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。ただし、国や県の助成制度の交付対象となる事業については、本交付金は交付しないものとする。

- 2 前項に定める事業への交付金の交付は、単年度で行うものとし、交付金の額は、交付対象事業に要する別表の第6欄に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に掲げる率（以下「交付率」という。）を乗じて得た額と、同表の第5欄に掲げる額（以下「限度額」という。）のいずれか低い額とする。ただし、同表の第1欄の集落活性化型A及び集落活性化型B（以下「集落活性化型」という。）を併せて取り組む場合は、それぞれの限度額を合算した額を限度額とする。また、同表の第1欄の地域創造型（以下「地域創造型」という。）において、新規性・先駆性等があるもので、町長が特に認める場合は、交付率を3分の2に嵩上げすることができるものとする。
- 3 交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。また、限度額を上限とし概算払いすることができる。
- 4 事業実施主体が同種の事業を実施するために受けられる交付の回数は、交付区分に応じそれぞれ1回限りとする。また、集落活性化型において、事業実施主体は単独の自治会単位とし、地域創造型との重複申請は可とするが、交付対象経費は別にしなければならない。
- 5 同一事業の継続は、最長3年間可能とするが、年度ごとに継続の可否を審査する。また、本要綱は3年毎に見直すこととし、要綱の見直しを行った年度から、同一事業でも再び申請できるものとする。

(交付申請)

第4条 住民団体等が交付対象事業を実施しようとするときは、交付対象事業の着手前に、日野町地域活動支援交付金交付申請書（様式第1号）および日野町地域活動支援交付金対象事業実施計画書（別紙1）を提出するものとする。

(交付金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により実施計画書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し交付金を交付すべきと認めたときは、日野町地域活動支援交付金決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。ただし、地域創造型においては、別に定める審査会に諮り、交付金の交付について適否の判定に資するものとし、適当であると認めたときは、日野町地域活動支援交付金決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（交付対象事業の変更等）

第6条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、日野町地域活動支援交付金変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。なお、次に掲げるもの以外の変更は、変更承認申請を必要としない。

- （1）交付金額の2割以上の減額を伴う変更
- （2）交付金額の増額を伴う変更
- （3）交付対象事業の規模を大幅に縮小する、又は実施の時期を大幅に遅延する変更
- （4）交付対象事業の内容の変更につながる、事業費配分の変更や、新たな支出自由の追加
- （5）その他、交付対象事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

（交付決定の変更）

第7条 町長は、交付決定者から前条の規定による交付金の交付決定の変更又は取消を決定したときは、日野町地域活動支援交付金交付決定変更通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第8条 交付金の交付決定を受けた者は、交付対象事業が完了したときには、速やかに補助事業等完了届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 住民団体等は、交付対象事業が完了した場合は、日野町地域活動支援交付金事業実績報告書（様式第6号）を交付対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1）経費が確認できる領収書又は請求書等の写し、又は監査報告書の写し
- （2）活動にかかる写真、活動が掲載された広報誌、新聞等いずれか一つ

（交付金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書により、交付金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日野町地域活動支援交付金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付金の請求）

- 第11条 交付決定者は、前条の規定により交付金確定通知を受けたあと、速やかに補助金等交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。
- 2 町長は、概算払により交付金等を交付しようとする場合においては、あらかじめその旨を交付金の交付決定を受けた者に通知するものとする。
- 3 交付金の交付決定を受けた者は、前項の通知を受けた場合、交付決定額の範囲内で補助金等交付請求書（様式第8号）により請求することができるものとする。

（交付条件）

- 第12条 交付金の交付目的を達成するため、住民団体等は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保管すること。

（遂行状況の報告等）

- 第13条 町長は必要があれば住民団体等に対し交付対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は日野町補助金等交付規則（昭和45年日野町規則第20号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
（日野町地域活動支援交付金交付要綱の廃止）
- 2 日野町地域活動支援交付金交付要綱（平成28年要綱第23号）は廃止する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

令和 年 月 日

日野町長 埒田 淳一 様

申請者(自治会長) 住 所
自治会名
氏 名 印

令和4年度日野町地域活動支援交付金交付申請書

令和4年度において標記交付金を下記のとおり受けたいので日野町補助金等交付規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

交付対象事業名 令和4年度日野町地域活動支援交付金

交付申請額 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

(別紙1)

令和4年度日野町地域活動支援交付金対象事業実施計画書

◆事業計画

1 事業区分・主体

交付事業の区分	地域創造型・集落活性化型A・集落活性化型B
組織の名称	
事務所所在地 (電話番号)	
代表者氏名	
結成年月	

2 事業の概要

事業実施期間	令和4年度	事業実施箇所	
事業の目的・概要 (地域課題)			
(事業の目的)			
(事業概要)			
実施後に期待される元気な姿			

3 事業費の内訳及び算出根拠

(単位：千円)

科 目	積 算	事業費	財 源 内 訳		
			町 費	自己資金	備 考
合 計					

4 収支予算書

(1) 収入の部
千円)

(単位：

科 目	予 算 額	摘 要
交付金		地域活動支援交付金 千円
自己資金		
計		

(2) 支出の部
円)

(単位：千

科 目	予 算 額	摘 要
計		

様

日野町長

年度日野町地域活動支援交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった日野町地域活動支援交付金については、日野町補助金等交付規則第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助金の額の確定は、今回交付決定額と、変更された場合は変更された額とのいずれか低い額とする。
- 4 補助事業実施者は、日野町補助金等交付規則に従わなければならない。
- 5 上記4に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- 6 補助事業者は、この補助金にかかる帳簿を備え、補助事業についてその収入の額及び支出額を記載するとともに、その支出内容を証する書類を整備し、補助事業終了後の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 7 補助事業者は、規則第18条の規定による補助事業の実績報告を、交付対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日までに提出するものとする。

日野町長

殿

申請者 住 所
氏 名

印

年度日野町地域活動支援交付金変更等承認申請書

年 月 日付 第 号で交付金の交付決定の通知を受けた日野町地域活動支援交付金について、次のとおり申請内容の変更（中止・廃止）をしたいので、日野町補助金等交付規則第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付対象事業名 年度日野町地域活動支援交付金
- 2 交付決定済額 円（対象事業費 円）
変更承認申請額 円（対象事業費 円）
差引額 円
- 3 変更内容 別紙1のとおり
- 4 添付書類
(1) 別紙1 変更後の日野町地域活動支援交付金対象事業実施計画書

様

日野町長

年度日野町地域活動支援交付金交付決定変更通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった日野町地域活動支援交付金の変更については、下記のとおり交付することに決定したので、日野町補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業の変更の内容は、年 月 日付の変更等承認申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容がさらに変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費（変更前）	金	円
（変更後）	金	円
補助金の額（変更前）	金	円
（変更後）	金	円

- 3 補助金の額の確定は、今回交付決定額と、変更された場合は変更された額とのいずれか低い額とする。
- 4 補助事業実施者は、日野町補助金等交付規則及び日野町地域活動支援交付金交付要綱に従わなければならない。
- 5 上記4に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

日野町長

様

申請者住所

氏 名

補助事業等完了届

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった下
記事業が完了したのでお届けします。

記

- | | |
|------------|----------------|
| 1 補助事業等の名称 | 年度日野町地域活動支援交付金 |
| 2 着手年月日 | 年 月 日 |
| 3 完了年月日 | 年 月 日 |

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

日野町長

様

申請者 住 所
氏 名

年度日野町地域活動支援交付金事業実績報告書

上記事業を実施しましたので、その実績を報告します。

記

1. 事業名 年度日野町地域活動支援交付金事業

2. 添付書類

イ. 事業実績書

ロ. 収支精算書

様

日野町長

年度日野町地域活動支援交付金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度日野町地域活動支援
交付金については、日野町補助金等交付規則第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり額の確定をします。

記

1	概算払済額	円
2	交付確定額	円
3	今回精算払額	円

様式第8号(第11条関係)

補助金等交付請求書

一金 _____ 円也

これは _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 第 _____ 号をもって交付決定通知の
あった _____ 年度日野町地域活動支援交付金(概算払)として

上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所
氏 名

日野町長

殿

振込口座 金融機関名： _____
支店名： _____
口座種別： _____
口座番号： _____
口座名義： _____